

議会基本条例検証項目（検証結果）

評価基準… A：できている（そのまま推進する） B：できている（但し、改善が必要）
C：できていない（分析と見直しが必要） D：できていない（条例改正が必要）

責務の内容、議会の運営原則など	規定箇所	具現化した規定	評価上の留意点	H28 取組の結果 (内容・できたこと・課題)	H30 取組の結果 (内容・できたこと・課題)	R2 取組の結果 (内容・できたこと・課題)	R4 取組の結果 (内容・できたこと・課題)	H28		H30		R2		R4		
								検証結果	会派結果	検証結果	会派結果	検証結果	会派結果	検証結果	会派結果	
								今後の取組方法		今後の取組方法		今後の取組方法		今後の取組方法		
議会を市民に開かれたものにする (1) 積極的な情報の公開 (2) 透明性と公平性の確保 (3) 市民への説明責任	議会運営原則第3条第1項	<p>(政務活動費) 第18条 政務活動費は、政策活動等の向上を図る調査・研究活動のために、有効に活用するものとする。 2 政務活動費の執行に当たっては、新潟県相模市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)の規定を遵守し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。</p>	<p>政務活動費、政務活動内容は公開されているかなど</p>	<p>政務活動費取扱要領の見直しを行い、さらに議会の責務に資するものとした。 議員の研修視察等は適宜実施されていることから、政務活動費の領収書の原本の添付、さらに活動内容を明らかにして、所感を添えた上で、会派長に報告されている。 政務活動費は適正かつ有効に活用されるように議会運営委員会等で共有され、政務活動費の活動内容等は、市議会HP、市議会だより及び市庁舎の情報公開コーナーで公開している。 政務活動費の出張報告のホームページ公開に関する要領も定めた。</p>	<p>政務活動費においては領収書の元提出義務があり、更に領収内容を明らかにしたうえで議長に報告されている。 全ての領収書の公開に至っていないが政務活動(視察・研修等)の領収書を含む収支報告書を閲覧できるようにし、市ホームページでも公開することとした。</p>	<p>令和2年4月1日付で取扱要領を全部改定し、市民に公開している。 政務活動費の収支報告書の閲覧に関する要領を定め、令和2年度から領収書を含む収支報告書を閲覧できるようにし、市ホームページでも公開することとした。</p>	<p>取扱要領に基づき適正に執行されており、研修報告や視察報告に加え、令和3年度から領収書のホームページ公開を開始するなど、積極的な情報の公開、透明性の確保に取り組んでいる。</p>	<p>A</p>	<p>A2 AB1 B5</p>	<p>A</p>	<p>A5 B1</p>	<p>A</p>	<p>A8</p>	<p>A</p>	<p>A6 B1</p>	
		<p>(市民参加及び情報公開) 第19条 議会は、議案に係る各議員の賛否の表明状況など、議会活動に関する情報公開や資料の事前公開状況を徹底し、市民への説明責任を果たすものとする。 2 議会は、会議等を原則として公開するものとし、情報通信技術等の手段を利用して、議会の透明性の向上を図るものとする。 3 議会は、請願を市民の政策提言と位置付け、その審議に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を述べられる機会を設けるものとする。</p>	<p>市民の傍聴機会の確保、議事録の公開状況、会議の映像公開や資料の事前公開状況はされているかなど</p>	<p>本会議、各常任委員会、特別委員会、全員協議会等において、原則公開とし、市民の傍聴機会の確保している。と同時に、ラジオ(FMびつから)、インターネット中継、市議会だより及び市議会ホームページを利用しての会議録などの情報公開に努めている。 請願については、請願の趣旨説明ができるようになった。意見陳述の実績もある。 会議資料等は、貸し出ししているものの公開・提供のあり方について、今後検討を要する。 請願者の意見を正しく確認しての審査に努めている。</p>	<p>市民の議会傍聴の機会は、委員会等も含め公開されている。また、動画でも確認できるため適正であると考えられる。 市民からの本会議、委員会の傍聴を促すことが活発に行われなかったと思われる。 公平な情報提供を行う。特に、議論を積み重ねてきたものは市民に正確に情報を伝えていく。 概ね情報公開はなされている。しかし、会議資料等の公開・提供はなされていない。今後の検討を要する。 本会議や各種委員会など公開状況は適正といえる。また実際に原則公開を守っているし、意見陳述の実績もある。</p>	<p>市民の議会傍聴の機会は、委員会等も含め確保しているが、感染症対策のため、制限をせざるを得なかった。 新議場の傍聴席のバリアフリー化(車いす席や補聴システムの設置)により、障がい者の傍聴機会の確保を図った。 会議録の公開までに時間を要している。また、資料は公開されていない。</p>	<p>感染症の影響により、一時的に傍聴を制限せざるを得ない状況もあったが、委員協議会のライブ配信を新たに開始するなど、市民への情報公開の範囲を着実に広げている。 AI音声認識による会議録の作成や、字幕など聴覚障がい者に配慮したネット中継の手法を調査研究した。</p>	<p>会議録の迅速な公開 会議資料等の公開についてのあり方を協議 傍聴の啓発活動 市民モニターなどの市民参加システムの検討</p>	<p>B</p>	<p>A3 AB1 B3</p>	<p>B</p>	<p>A3 B2 C1</p>	<p>B</p>	<p>A4 B3 C1</p>	<p>A</p>	<p>A6 B1</p>
		<p>(広報・広聴の充実) 第20条 議会は、情報通信技術等の手段を利用して、多くの市民が議会に関心を高めるよう広報活動の充実を努めるものとする。 2 議会が条例を提案するに当たっては、パブリックコメントの実施その他の手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>SNSなどを活用しての住民との交流、アンケート等の市民の意識調査の手法の確立状況はどうかなど</p>	<p>議会だよりについてアンケートを実施した。結果、議会だよりは少づつではあるが改善されてきていることがわかった。 議会ホームページでは、問い合わせが可能となっていることで、広義のSNSと捉えられる。しかし、狭義の意味で議会発信のフェイスブックと捉えるならば、実施はされていない。 条例では、パブリックコメント、アンケート等の実施がなされていないが、議員発案の条例がなされなかったため実績はない。 SNSの活用を始め、パブリックコメント、アンケート等を検討する必要があるという共通認識をもち勉強会を実施した。</p>	<p>ソーシャルメディア関係は住民との交流という意味においてFACEBOOK等盛んであるが市民の意識調査までいたっており将来的にはソーシャルメディアのみならずSNSを使った意識調査も必要と思われる。概ね良いので検討すべきと考える。 SNSの活用、パブリックコメント、アンケートの実施がなされていない。 議会ホームページにおいて「問い合わせ」可能となっていることで、広義のSNSと捉えられる。しかし、狭義の意味で議会発信のフェイスブックと捉えるならば、実施はされていない。 フェイスブックを立ち上げるならば、詳細な検討(SWHHなど)が必要である。 パブコムについては現在進行中。</p>	<p>市議会だよりを見直し、令和2年1月発行号から「キカイのとびら」としてリニューアル。フルカラーにし、写真を多く使い、文字数をできるだけ抑え、大きくするなど、市民がより親しむことができる。分かりやすい誌面となるよう改めた。 ICT推進委員会を設置し、SNSの活用による情報提供の在り方について検討した。</p>	<p>見やすさ、分かりやすさ、親しみやすさに配慮した広報紙の作成やホームページのリニューアルに取り組んだ。 SNSの活用に向けた取組や市民アンケート等の手法の検討はされていない。</p>	<p>アンケート、パブリックコメントを実施するルールの策定 SNSを活用した手法の研究 フェイスブックを立ち上げるならば、詳細な検討(SWHHなど)が必要である。 土日の議会開催の可能性を模索 SNSの必要性について検討</p>	<p>B</p>	<p>B5 C3</p>	<p>B</p>	<p>A3 B2 C1</p>	<p>A</p>	<p>A6 B2</p>	<p>B</p>	<p>A3 B4</p>
		<p>(議会の報告会等) 第21条 議会は、市民への報告等を行う場(以下この条において「報告会等」という。)を設け、議会活動及び市政の諸課題について、情報提供及び情報共有に努めるものとする。 2 議会は、市民との意見交換の場を設け、必要に応じて市民の意見を政策活動等に反映させるよう努めるものとする。 3 報告会等に関して必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>議会報告会の制度化、実施状況、また、市民からの質問・要望に対する回答は適切に処理されているかなど</p>	<p>議会報告会は条例で制度化され、年2回(春・秋)実施している。 議会報告会で寄せられた質問、意見については丁寧かつ適切に回答されている。 議会ホームページにおいても質問・意見に対する回答を公開している。</p>	<p>今回のやり方もよかったが、参加者が少なかったり、固定化も見られる。最後に何でも発言してもらおう機会も必要。 質問意見などは各委員会で検討されている。 年2回の全中学校区での議会報告会を実施し、出された質問、意見、要望などへの回答は精査されていた。 議会報告会は制度化されている。実施についてはより市民に分かりやすい報告会になるべく改善の必要性がある。 報告会で出た意見や要望などどのように政策に生かしていくか検討していかなければいけない。 (当日の回答は丁寧に実施。参加者数にばらつきはあるものの、制度化されている。 意見質問への対応は適切に行われている(後日)。報告会の回数をこなしてきており、市民から認知されてきている。</p>	<p>令和元年度は意見交換会形式で実施。3常任委員会ごとにテーマを決めて、それについて意見交換を行った。これにより、市民の意見を見学聞くことができた。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送らざるを得なかった。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、感染対策を検討・実施した上で、令和3年度は1回、令和4年度は2回の意見交換会を実施することができた。 意見交換会での市民の意見は、常任委員会の調査研究活動において政策提言として活かされたほか、市当局に伝えることができた。</p>	<p>現在の実施状況を検証する。 実施方法の改善、例えば、報告会の頻度、開催日種、内容、手法、対象者などテーマの絞りこみなど、市民の声をより広く受けとり、政策提言に活かせる報告会へと改善を進める。 政策提言等への取り扱い及び反映について、制度化を協議する。 質問・意見に対する回答の迅速化 各会場への出席議員を案内する。 会派の意見を報告する手法の研究</p>	<p>A</p>	<p>A2 B6</p>	<p>A</p>	<p>A4 B2</p>	<p>B</p>	<p>A4 B4</p>	<p>A</p>	<p>A6 B1</p>
<p>(議員間討議の重視) 第24条 議会は、言論の府であることを認識し、議会の機能を發揮するため、議員相互間の自由討議を十分に行い、合意形成の醸成に努めるものとする。</p>	<p>議員間討議による合意形成の実施状況、実績はどうかなど</p>	<p>議員間討議の機会が確保され、実績がある。今後はより、討議内容の充実を努める。(一部の委員会では議員間討議により議論の収束ができたものの、全体的にはまだ活用されていない) 議員間討議の充実に向けて、ファシリテーター研修を実施した。</p>	<p>本会議・委員会での実績は乏しいが施策評価では分科会の合意形成のため活発な議論が行われた。 議員間討議はまだ十分とはいえない。 議員間討議に値する議題が少ない。合意形成を図る必要がある場面とそうでない場面がある。 制度自体はあるが、十分に活用されていない。(イメージ的にうまく使っていない感じがする) 対峙する意見がある場合は討議しているが、合意形成までには至らないことがある。</p>	<p>重要課題については、委員会において議員間討議が行われたが、活発に行われたとは言えない。 議員間討議に参加する議員に偏りがある。 議員間討議で各委員の考え方が示されても、合意形成に至るケースが少ない。</p>	<p>議員間討議が活発に行われたと言えない状況ではなく、不十分であった。 予算決算常任委員会の設置により、分科会審査における論点整理や意見集約など、分科会としての合意形成を図るために議員間討議を活用する環境は整いつつある。</p>	<p>議員間討議の目的は、合意形成の醸成に努めることにある。 合意形成の過程の公開、討議結果としての合意形成は、常任委員会、あるいは議会全体の意思表示になる場合もあり、市民への説明責任を果たすことに資する取り組みと認められる。 今後は、議員間討議の事例研究、論点整理、議員間討議の研修で、共通認識を図る。 議員間討議に必要な情報、予備知識の共有化など、議員間討議までの流れや意見集約などのルーチン化を検討する。</p>	<p>B</p>	<p>A4 B1 C3</p>	<p>B</p>	<p>A2 B1 C3</p>	<p>B</p>	<p>A3 B3 C2</p>	<p>C</p>	<p>B4 C3</p>		

2	(1) 市民の多様な意見を的確に把握すること (2) 政策活動等の向上に努めること	議会の運営原則 第3条第2項	<p>(政務活動費) 第18条 政務活動費は、政策活動等の向上を図る調査・研究活動のため、有効に活用するものとする。 2 政務活動費の執行に当たっては、新潟県柏崎市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)の規定を遵守し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。</p>	<p>政務活動費は政策活動向上を図るよう適正かつ有効に活用されているかなど</p>	<p>各議員は市政に反映すべく積極的に視察・研修を行い、有効に活用しているもの、いま一議会全体としての情報共有が図られていない。 課題としては、会長・議員個人の活動が有効かどうかの評価が困難なことである。</p>	<p>・政務活動費においては領収書の元本提出義務があり、更に活動内容を明らかにしたうえで議長に報告されていた。 ・情報公開はなされているが、政策形成の向上につながっているか、個々の会派での検証が必要と考える。 ・政務活動費は適正かつ有効に活用されるように議会運営委員会等で共有している。</p>	<p>・政務活動費を活用した視察等の調査研究活動で得た内容を、一般質問や市長要望などに反映させることができた。</p>	<p>・政務活動費を活用した視察等の調査研究活動で得た内容を、一般質問や市長要望などで政策等に反映させるよう努めた。</p>	B	A3 AB1 B4	B	A4 B2	A6 B2	<p>・市民の声や先進他市の取組を調査研究し、本市の施策や事業に反映させる必要がある。 ・政務活動費を活用しての研修や視察、書籍や新聞購読が、どのような成果につながっているかを見える化する必要がある。</p>	B	A3 B4			
			<p>(広報・広聴の充実) 第20条 議会は、情報通信技術等の手段を利用して、多くの市民が議会に関心を高めるよう広報活動の充実を努めるものとする。 2 議会が条例を提案するに当たっては、パブリックコメントの実施その他の手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>パブリックコメント、アンケートの導入の検討、SNSなどによる市民との交流の導入検討はされているかなど</p>	<p>SNSの勉強会は委員会で実施したが、導入は未定。しかし、現在でも、議会ホームページからの問い合わせが可能である。今後、パブリックコメント、アンケートについて検討する必要がある。ただ、様々な場面で市民の意見把握には努めているが、政策にどう反映させるかが課題である。</p>	<p>・導入検討はされていないと思われるが、導入した場合は管理の問題の方が重要で大変かと思われる。 ・市民意見や政策等に反映させるかが課題である。今後、政策形成の向上につながっているか、個々の会派での検証が必要と考える。</p>	<p>・SNSの活用について検討を始めた。 ・市民アンケートやパブリックコメントの実施には至らなかった。</p>	<p>・SNSの活用や、アンケート、パブリックコメントの実施はされていない。</p>	<p>SNSの活用、議会モニター制度など市民との情報交換について、その手法の検討が必要である。アンケート、パブリックコメントを実施するルールの検討・策定が必要である。</p>	<p>・議会報告会、意見交換会以外での市民からの意見をどう反映するか検討が必要。 ・議員は市民のニーズに応えることができるよう視察研修を行い、政策形成の向上に努めるべき。 ・フェイスブック等の活用も必要。</p>	B	B5 C3	B	A1 B4 C1	A5 B2 C1	<p>・SNSの活用については、その必要性の有無や効果など、先進議会の取組などを調査研究し、引き続き検討していく必要がある。</p>	B	A2 B4 C1	
			<p>(議会の報告会等) 第21条 議会は、市民への報告等を行う場(以下「報告会等」とい)を設け、議会活動及び市政の諸課題について、情報提供及び情報共有に努めるものとする。 2 議会は、市民との意見交換の場を設け、必要に応じて市民の意見を政策活動等に反映させるよう努めるものとする。 3 報告会等に関して必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>議会報告会は制度化されているが、実施状況は適切か、また、報告会等で出た質問・意見などへの回答の取り扱いなどは定められ、適切に処理されているかなど</p>	<p>議会報告会は制度化され、実施されている。市民からの質問・意見については適切に対応されているが、迅速化が課題である。但し、政策提言等への反映はまだである。</p>	<p>・令和元年度は意見交換会形式で実施。常任委員会ごとにテーマを決めて、それについて意見交換を行った。 ・意見交換会で得た市民の意見や質問に対する回答の迅速化を図る必要があった。</p>	<p>・コロナ禍ではあったが、議会広報広聴常任委員会等で検討を重ね、会場やターゲットを絞った形で実施することができた。 ・意見交換会で得た市民の意見や質問は、政策提言や市当局の考えを確認するなど、次につなげることができた。</p>	<p>報告会の頻度、日程の見直し検討は必要である。市民との対話手法、政策提言や議員発案の条例につながる仕組みの検討が必要。また、持ち帰った質問に対する回答の迅速化を図る必要があった。</p>	<p>・参加者が地域ごとに人数変動が多いため参加者の標準化を図る検討が必要。 ・議員は市民のニーズに応えることができるよう視察研修を行い、政策形成の向上に努めるべき。</p>	<p>・参加者の固定化が懸念されることから、テーマによって対象者を限定するなど検討が必要。 ・市民からの意見や要望をどのように政策に反映させるか、政策提言につながるための仕組みの検討が必要。 ・新たな生活様式での実施手法を考えていなければならない(分散、少人数、Webの活用など)。</p>	B	A3 B5	A	A4 B2	A5 B3	<p>・市民の望む意見交換会となっているかの検証が必要 ・テーマに基づき、各種団体との意見交換会やリモートによるオンライン形式での意見交換会の開催も今後研究していく必要がある。</p>	A	A5 B2	
			<p>(議員研修の充実・強化) 第26条 議会は、政策活動等の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努めるものとする。 2 議会は、基本条例の目的と理念を理解させるよう、一般選挙を控えた開始後速やかに議員研修を行うものとする。</p>	<p>政策活動等の向上のため議員研修の充実を努めているか、また、基本条例の目的と理念の理解のための研修を実施しているかなど</p>	<p>ファシリテーター研修、18歳選挙権及び原子力発電等をテーマとして、議員研修会を開催した。一期生議員に対して議員の心構え等についての研修を実施した。議会基本条例の研修は、議会全体としては行っていない。</p>	<p>・議員研修の充実、強化としては議会合同研修を行っているため適切である。 ・議員研修はなされているが、政策形成の向上に向け、目的とテーマをより明確にする必要がある。 ・研修は実施している。が、予算や内容等の検証が必要である。 ・基本条例の研修は実施されていない。</p>	<p>・タイムリーなテーマ設定で適切に実施できた。 ・感染症対策として、初めてオンラインによる研修会を行った。</p>	<p>・オンライン研修や市民参加による公開議員研修会を初めて実施するなど、積極的に取り組むことができた。</p>	<p>議会基本条例の研修は一期生議員だけでなく、再認識のためにも議会全体で取り組む必要がある。研修会のテーマ等については各会派からの意見をもとに議会運営委員会で決定していく。一期生議員の研修は、マニュアル等の資料を作成するなどして、より充実を図る必要がある。</p>	<p>・議員間の合意形成の意識を更に高める。 ・基本条例の研修を速やかに行う。 ・地方自治法研修を積極的に取り組むことが望ましい。</p>	<p>・目的やテーマ、講師の選定など、計画的な研修会の実施が必要 ・議会基本条例の目的や理念を理解し、議員のさらなる資質、政策活動の向上につながる研修に、Web等も活用しながら積極的に取り組むべきである。</p>	B	A3 B4 C1	B	A3 B1 C2	A5 B3	<p>・リモートの活用などによりタイムリーなテーマの研修会の実施を明確にした上で計画的な研修会を実施するなど、内容をさらに充実させていく必要がある。 ・改選のタイミングで、議員全員で議会基本条例の研修を行うことも検討する必要がある。</p>	A	A5 B2
3	(1) 市長等と抑衝のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	<p>(議会の議決事件) 第11条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、市政の重要な計画等を議決事件に加えるものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 総合計画の基本構想に基づいて定める基本計画のうち、施策の体系の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 友好都市及び姉妹都市の協定の締結又は廃止に関すること。</p>	<p>議決事件の追加、見直しはなされているかなど</p>	<p>・議決事件の追加、見直しの議論はされていない。 ・議会運営委員会が追加議案の検討をしている。 ・議決事件の追加、見直しは既定の範囲で行われている(適正である) ・議決事件の追加、見直しの必要性は認められない。(今年度、平成29年度からの第5次総合計画の策定にあり意見採聴の機会があり1月に本会議での審査を経て可決されたが、特に問題はなかった。)</p>	<p>・議決事件の追加について検討を行っていない。 ・政策についての説明がまだまだ不十分である。より丁寧な立案過程の説明を求める。また執行後の評価について検証する必要がある。 ・議長により招集されるため、緊急の行政課題等に対しても少なからず対応している。</p>	<p>・必要に応じ、議決事件の追加、見直しを行う(市政の重要な計画については議決案件とする検討をしていく必要がある。今回の総合計画の前期基本計画のような審査のあり方でいかに検討する必要がある。)</p>	<p>・早期の検討を求める。 ・必要があれば見直しも検討するべき。</p>	<p>・必要に応じて見直しを検討する必要がある。 ・議会の権能強化につながるものであり、どういったときに見直すべきなのか議論する必要がある。</p>	C	A5 B1 C2	B	A4 B2 C2	A4 B2 C1	<p>・見直しを検討する必要がある。</p>	B	A2 B5		
			<p>(政策等の説明要求及び審議) 第12条 議会は、市長が提案する重要な政策及び計画並びに事業(以下「政策等」とい)について、その水準を高め、議決責任を担保するため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。 (1) 政策等の背景、目的及び効果 (2) 総合計画における位置及び位置付け (3) 関係ある法令、条例等 (4) 政策等の実施に係る事業費及びその財源 2 議会は、政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策等の評価に資する審議に努めるものとする。</p>	<p>議会は政策等を審議するにあたり、市長に対し詳細な説明を求め、また、立案及び執行における論点、争点を明確にし、執行後の評価に資する審議に努めているかなど</p>	<p>・適正に実施している。また、試行的ではあるが、各分科会で事務事業評価を実施した。 ・当初予算審査時では事業内容が明確でなかった事業が、既存の予算を超過した例もあった。リアルタイムで動く事業に議会が追いついていくことの難しさを感じた。 ・政策についての説明がまだまだ不十分であると考えることから、当局へは、より丁寧な立案過程の説明を求め、また執行後の評価については執行状況や成果・課題について検証する必要がある。 ・議長により招集されるため、緊急の行政課題等に対しても少なからず対応している。</p>	<p>・委員会で審査において「質疑整理シート」を活用し、論点を明確にした上で、資料提出や追加説明を求めている。 ・決算審査において、施策事務事業評価を実施し、予算編成に評価結果を反映するよう求めた。 ・市当局側の議案説明に不十分があり、議会側から詳細な説明や資料を求めるケースが多く見られた。</p>	<p>・「論点・質疑事項整理シート」を活用し、論点の明確化を図っている。 ・決算審査において施策事務事業評価を実施し、予算編成に評価結果を反映するよう求めた。 ・市当局側の議案説明に不十分があり、議会側から詳細な説明や資料を求めるケースが多く見られた。</p>	<p>・さらなる事務事業評価の範囲を拡大し、施策評価へ適正に推進していく。 ・計画や条例制定に向けてのプロセスモデルの再検討が必要である。執行後の評価(事務事業評価)の充実を図るため、「決算常任委員会」を設置することも検討。 ・論点・争点を明確にするための資料請求を積極的に行う</p>	<p>・計画や条例制定に向けてのプロセスモデルの再検討が必要である。 ・主要施策のより深い審査が必要。</p>	<p>・政策についての説明がまだ十分とは言えない。より丁寧な立案過程の説明を求めることが必要 ・必要とする資料の早期提示など、市当局との調整を行っていく必要がある。 ・主要施策のより深い審査が必要。 ・計画や条例制定に向けてのプロセスモデルを再検討する。 ・予算決算常任委員会の設置による効果的な審査方法について、引き続き議論を進める。</p>	B	A5 B2 C1	B	A2 B2 C2	A3 B5	<p>・事業等の基本的な事項については、市当局側から積極的に情報提供し説明に尽くすべきであり、議会として説明資料の提出を求めていく。 ・論点の明確化をより一層進め、執行後の事業評価に活かすよう努める必要がある。</p>	B	A4 B2 C1	
			<p>(専門的知見の活用) 第14条 議会は、議案の審査又は討議に反映させるため、学識経験を有する者等に市の事務に関する専門的事項の調査を依頼し、又は公聴会を開き、若しくは参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 2 公聴会及び参考人に関して必要な事項は、新潟県柏崎市議会会議規則で定めるものとする。</p>	<p>学識経験者の登用の手順は定められ、また、実績はあるかなど</p>	<p>・体制は整えられている。 ・柏崎刈羽原子力発電所にかかわる調査特別委員会等専門家による研修を実施した。 ・これまで、市の訴訟案件で参考人として弁護士意見を聞いた例がある。</p>	<p>・対応する案件が無かった。実績はない。 ・活用する案件、機会がなかった。</p>	<p>・学識経験者等専門的知見の活用はなかった。</p>	<p>・学識経験者等専門的知見の活用はなかった。</p>	<p>・更に活用する分野があるのではないかと、必要に応じ、専門的知見の活用を図る。</p>	<p>・計画や条例制定に向けてのプロセスモデルの再検討が必要である。 ・必要に応じて専門的知見の活用を図る。 ・積極的な活用につなげるため、活用方法(手順や場面等)を明確化する必要がある。</p>	<p>・必要に応じて専門的知見の活用を図る。 ・積極的な活用につなげるため、活用方法(手順や場面等)を明確化する必要がある。</p>	A	A5 B1 C2	A	A3 B1 C1	A5 B1 C2	<p>・必要に応じて専門的知見の活用を図る。 ・積極的な活用につなげるため、活用方法(手順や場面等)を明確化する必要がある。</p>	A	A6 B1
			<p>(調査機関の設置) 第15条 議会は、市政の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 調査機関の設置及び運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>調査機関の設置・運営に関して必要な事項は定められているか、また、実績はあるかなど</p>	<p>・体制は整えられている。 ・設置・運営については議長が別に定めるところになっているが、調査機関設置までのルール、仕組みがない。</p>	<p>・活用する機会が無かった実績はない。 ・調査機関設置の実績はなかった。</p>	<p>・調査機関設置の実績はなかった。</p>	<p>・調査機関設置の実績はなかった。</p>	<p>・調査機関設置の手順、ルール化などの検討 ・必要に応じて設置、活用する。</p>	<p>・必要に応じて活用できるよう設置・運営に関するルールづくりが必要 ・積極的な活用策を検討すべき。</p>	<p>・必要に応じて活用できるよう設置・運営に関するルールづくりなど環境整備を検討する必要がある。 ・必要に応じて活用できるよう設置・運営に関するルールづくりが必要 ・積極的な活用策を検討すべき。</p>	A	A6 C2	A	A4 B1	A4 B2 C2	<p>・必要に応じて活用できるよう設置・運営に関するルールづくりなど環境整備を検討する必要がある。 ・必要に応じて活用できるよう設置・運営に関するルールづくりが必要 ・積極的な活用策を検討すべき。</p>	A	A5 B1

			<p>(附帯決議への対応) 第16条 議会は、本会議で可決された附帯決議について事後の対応について報告を求めることができる。</p>	可決された附帯決議について事後の対応について報告を求めた実績はあるかなど	<ul style="list-style-type: none"> 可決された附帯決議の事後対応について、報告を求めたことはない。 必要な場合には、議会から市長等に事後の対応について報告を求めるとともに必要な、一連の手続を確認しておく。 	十分に活用する機会が無かった。	十分に活用する機会が無かった。	実績はなかった。	B	A4 B1 C3	<ul style="list-style-type: none"> 附帯決議のあり方、異議を全議員が認識する必要がある。 附帯決議の機能を生かすため、必要に応じて報告を求める。 	B	A4 C2	付帯部分の報告を求める。	A	A6 B1 C1	<ul style="list-style-type: none"> 活用する機会は無かったが、附帯決議をした場合は事後の対応について報告を求めるよう取り組んでいく必要がある。 	A	A4 B3	<ul style="list-style-type: none"> 附帯決議をした場合の事後の対応について、引き続き、必要に応じて市長に報告を求めていく。
			<p>(採択請願への対応) 第17条 議会は、採択した請願のうち市長等に措置することとしたものについて事後の対応について報告を求めた実績はどうか</p>	採択した請願のうち市長等に措置することとしたものについて事後の対応について報告を求めた実績はどうか	<ul style="list-style-type: none"> 適正に行われている。 施策に反映(例えば、国旗及び市旗)されたり、請願内容が将来事業(例えば、新庁舎への互採用)に關することで報告を求める必要はなかった。 	報告を求めたまでに至らなかった。	報告を求めたまでに至らなかった。	実績はなかった。	B	A6 C2	<ul style="list-style-type: none"> 現状のまま推進していき、必要があれば報告を求める。 	B	A5 C1	必要に応じて報告を求める。	A	A6 B2 C1	<ul style="list-style-type: none"> 活用する機会は無かったが、採択請願を市長に措置した場合は事後の対応について報告を求めるよう取り組んでいく必要がある。 	A	A3 B4	<ul style="list-style-type: none"> 採択された請願に関する事後の対応について、引き続き、必要に応じて市長に報告を求めていく。
			<p>(議会と市長等との関係) 第22条 議会審議における議員と市長等は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努めるものとし、議員は、本会議における質問等は、論点を市民に分かりやすくするよう努めるものとする。 2 議員は、議会の休会中、緊急の事態が発生したときは、議長の許可を得た上で、市長等に対して文書による質問を行うことができる。文書による質問に關して必要な事項は、議長が別に定める。 3 本会議又は委員会において、議員の質問に対して答弁をする者は、議長又は委員長が許可を得て反問することができる。反問に關して必要な事項は、議長が別に定める。</p>	反問権の導入、実績、また、文書質問の実績はあるかなど	<ul style="list-style-type: none"> 適正に行われている。 反問の実績はあるが、文書質問の実績はない。 	質問が抽象的なときのみ反問権の行使があった。	質問等は、論点を市民に分かりやすくするよう努めている。	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問の通告において、質問の趣旨や論点を明確にし、的確な答弁が得られるよう通告書の様式の見直しを行った。 文書質問や反問権行使の実績はなかった。 	A	A6 B2	<ul style="list-style-type: none"> 現状のまま、推進・継続していく。 反問と思われるときは、明確な対応を要する。 	A	A5 C1	<ul style="list-style-type: none"> 反問権に類すると思われるときは議長の明確なジャッジが必要。 反問権に關しては質問内容の確認が多い。今後の対応の検討。 	A	A6 B2	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問や質疑において、より論点を明確にし、市民に分かりやすい議論が行われるよう努める必要がある。 	A	A7	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問や質疑において、より論点を明確にし、市民に分かりやすい議論が行われるよう努める必要がある。 随時会議において提案された議案を委員会付託する場合、委員会審査をより充実させるためのルールづくりが必要である。
4	市民の信託に応える議会改革に取り組むこと (1) 議会の役割を不断に追及 (2) 市民参加の推進	議会の運営原則 第3条第4項	<p>(議員の政治倫理) 第29条 議員は、新潟県柏崎市議会議員倫理条例(平成25年条例第31号)を遵守するものとする。</p>	議員の政治倫理向上のため具体的に行動しているかなど	<ul style="list-style-type: none"> 倫理条例は徹底している。議員としての禁止行為は、議会だよりで広報している。 条例により議論の機会が増えた。 倫理審査会が行われているが、倫理条例に則って、議員の倫理について審査するものであり、違法かどうかという点を問うてはならないこと、これを共通意識として持つべきである。 	倫理審査請求の実績あり(3件)。	適正な運用を図るため、議会運営委員会において議員倫理条例や施行規程の見直しを検討し、改正を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な案件はなかったが、常に議員の倫理向上を図っていく必要がある。 	A	A4 B3 C1	<ul style="list-style-type: none"> 柏崎市議会議員倫理条例を今後も推進していく。 今後も会派内での議員の政治倫理向上を図るための話し合いを適宜行う。 事例の検討など、議会全体で倫理条例の理解を深めるために、研修を行うことも必要 	C	A2 B2 C1 D1	<ul style="list-style-type: none"> 議会議員倫理条例を見直す必要がある。 条例の主旨(倫理感・倫理意識の向上)をもう一度確認するべき。また要綱について実態に合わせて見直しをする必要がある。 	A	A6 B1 C1	<ul style="list-style-type: none"> 議員一人ひとりが議員倫理条例の主旨を理解し、議員倫理の向上に努めるべきである。 	B	A5 B2	<ul style="list-style-type: none"> 議会全体で政治倫理の向上、議員のさらなる資質の向上に努めていく必要がある。
			<p>(議員定数) 第30条 議員定数は、新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第41号)で定めるものとする。</p>	議員定数は適切か検証しているかなど	<ul style="list-style-type: none"> 検証は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 定数については議論をしたが、統一的な見解にはいたらない。 意見が分かれているため結論は出なかったが定数削減の議員発案は否決されている。 検証を行っているが柏崎市全域ととらえるのではなく、地域によっては人口が激減している地域もあるため住民自治が難しい地域もあるため地域事情も勘案する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会において検討を行い、定数を削減することで一致したが、削減数は一致に至らなかった。 次の改選時から定数を22名とする条例改正を賛成多数で議決した。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に議員定数の削減を行っているため、この2年間は検討などは行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 検証体制の構築や現状分析等、本質的な取り組みが必要 	B	A4 B2	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の動向など現状分析し、今後も検証をしていくべきである。 市民と意見及び市民公開の場での議論を検討すべき。 	A	A8	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数削減の条例改正を行ったため、当面の間、検証する必要はない。 	A	A7	<ul style="list-style-type: none"> 定数削減の検討は当面必要ないが、適正かどうかは今後も検証を続けていく必要がある。 		
			<p>(議員報酬) 第31条 議員報酬は、新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第23号)で定めるものとする。</p>	議員報酬は適切か検証しているかなど	<ul style="list-style-type: none"> 検証は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 検証は行っていない。検証の必要あり。 審議会に任せるが適正。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会として適正な議員報酬の在り方を調査研究し、その結果を市長に提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会として適正な議員報酬の在り方を調査研究し、その結果を市長に提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会として議員報酬の適正について協議を重ねるべき。 	C	A2 B1 C4	<ul style="list-style-type: none"> 議会として議員報酬の適正について議論すべきである。 常任委員長の役割や職責を明確にした上で、委員長の手当を検討する必要がある。 	B	A3 B1 C4	<ul style="list-style-type: none"> 適正な議員報酬について議会としても議論すべき。 常任委員長の役割や職責を明確にした上で、委員長の手当を検討する必要がある。 	A	A6 B1	<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長の報酬加算を引き続き求めていくとともに、報酬額算定の根拠を明確化するよう市当局に求めていくべきである。 		
5	その他		<p>(適正な議会費の確立) 第23条 議会は、適正な議会活動を確立するため、議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。</p>	適正な議会活動を確立するため議会費の予算要望書を作成し、提出しているかなど	<ul style="list-style-type: none"> 予算要望書を作成し、提出している。 予算総額との関係から、要望どおりにならないことは仕方ないが、長年要求している事務局体制の強化(法務担当職員の配置等)が、大きな課題である。 予算要望書を提出し、査定によって100%認められないことは致し方ないが事務局体制の強化、法務担当職員の配置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別委員会等の事業に政務活動費を充当した。 議会費の予算要望書を作成し提出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会費の予算要望を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会において協議し、その結果を予算要求に反映させている。 	A	A7 B1	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して要望する。 議会の予算要望時期や確認等のスケジュールの見直しを、議会運営委員会で行う。 	A	A5 B1	<ul style="list-style-type: none"> 予算要求スケジュール手順の検討が必要である。 	A	A7 B1	<ul style="list-style-type: none"> 今後も要望を継続していく。 より一層の事務局体制の強化、法務担当職員の配置を引き続き求めていく。 	A	A7	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局の体制強化を引き続き市当局に求めていく必要がある。
			<p>(災害時における議会及び議員の対応) 第25条 議会は、市が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため、柏崎市議会災害対策支援本部(以下この条において「議会支援本部」という。)を設置するものとする。 2 議員は、議会支援本部が設置されたときは、議長が別に定める要綱に基づき適切に行動し、市民の安全・安心の確保に資するものとする。</p>	災害時における議会、議員の行動指針は策定されているか、また、その行動を担保する対策状況はどうか(装備・訓練など)など	<ul style="list-style-type: none"> 議会災害対策支援本部設置要綱及び議会災害時行動マニュアルが施行され、市の防災訓練時に、支援本部を設置し訓練を行っている。 議員への災害時における装備品については、想定されている行動指針に照らして現状では十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の振り返り、防災訓練に合わせた検証により要綱、議員行動マニュアルを改正した。 市当局との情報共有や対策の要請など、議会としての対応を適切に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市当局の対策本部設置に伴い、対策支援本部を設置した。 市当局との情報共有や対策の要請など、議会としての対応を適切に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> このまま推進し、訓練を行う中で必要な改善を行っていく。 訓練は今後も市の総合防災訓練等に併せて行っていく。 発災時に議員がやるべきこと(情報収集等)の整理、議員災害ハンドブック(仮称)の作成 装備の充実については、優先順位も考えながら検討し、予算要望していく。 	A	A3 B5	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の議員の行動指針を共通認識として徹底する必要がある。 今後も装備の充実を図る必要がある。 	B	A6 B1 C1	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応時の議会の役割、市当局との連携体制を確認するため、防災訓練に参加し、検証する必要がある。 原子力災害に対応した行動指針の策定に向けた検討が必要 	A	A6 B1	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における議員の行動指針の確認、徹底を行なうとともに、災害時には、議会として市当局に要望を行なうことの徹底を重ねて確認することが必要である。 必要に応じて装備品の充実を検討する必要がある。 			